

2・3 月の 無料相談室

| 相談名 | 相談日 | 会場 | 相談員 |
|---|------------------------------|------------------|-----------------|
| 法律 | 3月3日(火)・19日(木) 10時～15時 | 秩父市役所 (3階相談室) | 弁護士 |
| | 3月10日(火) 10時～15時 | 荒川総合支所 | |
| ※電話で予約が必要です。 2月20日(金) 午前9時から電話予約受付 各日先着10人 | | | |
| 人権 | 毎月第2・4水曜 13時～16時 | 秩父市役所 (3階相談室) | 人権擁護委員 |
| 行政 | 2月16日(月) 3月16日(月) | 秩父市役所 (3階相談室) | 行政相談委員 |
| | 3月2日(月) | 吉田総合支所 (振興会館) | |
| | 2月23日(月) 3月23日(月) | 大滝総合支所 | |
| | 3月9日(月) | 荒川総合支所 | |
| 市民 | 毎週木曜 13時～16時 | | 市民相談員 |
| 消費生活 (多重債務) | 毎週月・水・金曜 9時～16時 | | 消費生活コンサルタント |
| 行政手続 | 3月10日(火) 13時～15時 | | 行政書士 |
| 登記 | 2月18日(火)・3月18日(火) 13時～15時 | | 司法書士 土地家屋調査士 |
| 税務 | 3月2日(月) 10時～15時 | | 税理士 |
| 土地建物 | 2月17日(火) 10時～15時 | 秩父市役所 (3階相談室) | 宅地建物取引主任者 |
| 暴力について | 2月26日(木)・3月26日(木) 10時～15時 | | 秩父警察署担当相談員 |
| 女性 | 2月24日(火)・3月24日(火) 13時～15時 | | 市民生活課担当職員 |
| 年金・労働 | 2月13日(金)・3月13日(金) 13時～15時 | | 社会保険労務士 |
| 公証 | 毎月第2・4火曜 9時30分～12時 | | 公証人 |
| 上記相談に関する問い合わせ 市民生活課 ☎25-5200 | | | |

※相談日が祝日の場合はお休みとなります。

| 相談名 | 相談日 | 問い合わせ |
|------------------|---|---|
| 子育て | 月～金曜 9時～16時 | 秩父市子育て支援センター ☎22-7282 ☎22-7283 吉田子育て支援センター ☎77-1145 ☎77-1148 |
| 子どもについての心配ごと | 月～金曜 8時30分～17時15分 | 家庭児童相談室(社会福祉課) ☎25-5204 |
| DVについて | 月～金曜 8時30分～17時15分 | 社会福祉課 ☎25-5204 ※吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課でも実施 |
| 身体・知的障がい児(者)について | 月～金曜 9時～18時 土曜 9時～16時 | フレンドリー ☎22-7785 ☎22-7055 (身体障がい) ☎22-7045 ☎21-6705 (知的障がい) |
| 精神障がい者について | 月～金曜 9時～17時 | 生活支援センター「アクセス」 ☎24-1025 ☎24-1026 |
| 障がい者の就労・生活 | 月～金曜 9時～18時 | 秩父障がい者就労支援センター「キャップ」 ☎☎22-2870 |
| いじめ・不登校等 | ひまわり教室 月～金曜 9時～17時 ※火曜午後はカウンセラーが相談 やまなみ教室 月・水・金曜 9時～12時 | ひまわり教室 ☎22-2228 やまなみ教室 ☎72-2030 |
| 人権 | 月～金曜 8時30分～17時15分 人権擁護委員による相談 火曜(第5週を除く) 9時～16時 | さいたま地方法務局 秩父支局 ☎22-0827 |
| 内職 | 月～金曜 9時～16時 | ちちぶパートバンク ☎24-5222 |
| 職業 | ちちぶパートバンク 月～金曜 9時～17時 吉田総合支所 月曜 9時～16時30分 | 工業振興課 ☎22-3428 |
| 労働 | 月～金曜 9時～17時 電話相談 9時～16時 面接相談 月～金曜 8時30分～17時15分 面接相談 第3木曜 14時～16時 弁護士による面接相談 | 労働相談センター ☎048-830-4522 秩父地域振興センター (要予約) ☎24-1110 |
| 中小企業者向けよろず金融 | 3/4(水) 13時～16時30分 ※前々日まで に要予約 会場 歴史館2階 会議室 | 商業振興課 ☎25-5208 (相談: 埼玉県信用保証協会) |
| 結婚 | 福祉女性会館 2/14(土)、3/14(土) 13時～16時 ※要予約(先着8人) | 秩父市社会福祉協議会 ☎22-1514 |
| 心配ごと | 社協荒川事務所 3/26(木) 13時～16時 | |

働き盛りの元気なあなたにお願い!

E男さんは温厚な性格で、町会役員を務めたり、隣近所との付き合いも良く、地元の友人がたくさ んいるため、妻を亡くして一人暮らしになってもこれまであまり寂しい思いをせずにきました。しかし、唯一の身内が県南に住む甥で、ときどき訪問してくれてはいますが、今は自分の生活でいっぱいです。また、戦争中に外地で長距離を歩いて行軍した影響からか、変形性膝関節症による膝の痛みがひどく、杖を使用していることから、介護保険の訪問介護を受けて日常生活を送っています。

しかし、最近では杖をついてのみ出しや、物忘れもあって隣組の班長の仕事などが思いのほか負担になってきました。車の運転も返還しようとも考えています。

働き盛りの元気なあなたにお願い!

地域包括支援センターだより

いつまでも 自分らしく
住みなれた地域で暮らすために

問い合わせ
●包括支援センター ☎22-2582
●けやき包括支援センター ☎27-7331
●かえで包括支援センター ☎77-1134
●さくら包括支援センター ☎53-1014

高齢になって心身の機能が低下してくると、元気なときには何でもないことでも、特に一人暮らしの場合は隣近所の支援が必要になるものです。しかし、顔も知らないような関係では、ごみ出しなどの支援のお願いもしくいし、お隣さんだって快く手伝ってはくれませんよね。E男さんは今まで自然に隣近所の方のお手伝いをしてきていたため、今では買い物やごみ出しだけでなく、班長の仕事も若い人が気持ちよく手伝ってくれています。

「今は仕事が忙しいし、県外だけど友人もいる、妻もいるから困らない。それに年を取っても誰の世話も受けない!」と決めている働き盛りの元気なあなた、隣近所の方と話したことがありますか? 包括支援センターでは、多くの方に高齢者や支援の必要な方の見守り活動をお願いする中で、孤独死などといった究極の事態のためよりも、日ごろの生活の中で小さな助け合いができることが大切な初めの一歩だと考えています。

「遠くの親戚より近くの他人」という言葉もあります。縁あって近くに住む者どうし、必要以上に干渉しあう必要はありませんが、あいさつなどで声を掛け合うことから始めて、たまには立ち話や、気軽にお手伝いがしあえるような関係作りを今からしておきましょう。